

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第六百九十三号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年七月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木三百二十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

